

# 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率

## 令和4年3月31日時点の耐震化率

### 要緊急安全確認大規模建築物

**耐震化率 約90% (90.1%)**

総棟数	11,071棟
耐震性あり	9,970棟
耐震性不十分	1,101棟

### 要安全確認計画記載建築物

**耐震化率 約40% (39.7%)**

総棟数	6,562棟
耐震性あり	2,607棟
耐震性不十分	3,955棟

### 耐震診断義務付け対象建築物の合計

**耐震化率 約71% (71.3%)**

総棟数	17,633棟
耐震性あり	12,577棟
耐震性不十分	5,056棟

## 令和5年3月31日時点の耐震化率

### 要緊急安全確認大規模建築物

**耐震化率 約92% (91.9%)**

総棟数	11,071棟 (±0)
耐震性あり	10,174棟
耐震性不十分	897棟

### 要安全確認計画記載建築物

**耐震化率 約39% (39.3%)**

総棟数	7,263棟 (+701)
耐震性あり	2,851棟
耐震性不十分	4,412棟

### 耐震診断義務付け対象建築物の合計

**耐震化率 約71% (71.0%)**

総棟数	18,334棟 (+701)
耐震性あり	13,025棟
耐震性不十分	5,309棟

(注)要緊急の耐震化率が増加する一方、要緊急と要安全を合わせた耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率が若干減少している。これは、耐震化率が40%前後の要安全について対象棟数が増加したためである。

## 目標

令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

※耐震診断義務付け対象建築物は旧耐震基準で建築されたもののみが対象であり、新耐震基準建築物は含まれない。

- ・要緊急安全確認大規模建築物：平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。
- ・要安全確認計画記載建築物：地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。

※耐震診断結果等が公表されている棟数を基に耐震化率を算出

# 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の進捗状況

## ■耐震化の進捗状況

上段：耐震化率

下段：耐震性のある建築物数/耐震診断結果が公表された建築物数

(令和5年3月31日時点)

	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年3月31日	令和5年3月31日
耐震診断義務付け対象建築物	74.3% (11,659/15,697棟)	72.7% (12,180/16,757棟)	71.3% (12,577/17,633棟)	71.0% (13,025/18,334棟)
要緊急安全確認大規模建築物	88.6% (9,825/11,084棟)	89.7% (9,895/11,026棟)	90.1% (9,970/11,071棟)	91.9% (10,174/11,071棟)
要安全確認計画記載建築物	39.8% (1,834/4,613棟)	39.9% (2,285/5,731棟)	39.7% (2,607/6,562棟)	39.3% (2,851/7,263棟)
防災拠点建築物	58.0% (268/462棟)	59.4% (410/690棟)	67.1% (486/724棟)	71.2% (541/760棟)
避難路沿道建築物	37.7% (1,566/4,151棟)	37.2% (1,875/5,041棟)	36.3% (2,121/5,838棟)	35.5% (2,310/6,503棟)

※避難路沿道ブロック塀等については、1件（耐震診断基準に適合しない）公表済み。

(注)要緊急の耐震化率が増加する一方、要緊急と要安全を合わせた耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率が若干減少している。  
これは、耐震化率が40%弱で横ばいに推移する要安全について対象棟数が増加したためである。